ソーシャルワークの理論と方法	一八〇					一八〇			
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	一八〇					一八〇			
社会福祉調査の基礎						九〇			
福祉サービスの組織と経営						九〇			
ソーシャルワーク演習	三二四	三六				八一	四五		
ソーシャルワーク演習（専門）						三二四			
ソーシャルワーク実習指導	二四三	二七				二四三	二七		
ソーシャルワーク実習			二四〇					二四〇	
合　計	一、二八七	六三	二四〇	二、八〇八	七二	一八〇	一八〇	二四〇	

備考　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の履修を免除することができる。

保健医療サービス	九〇								
就労支援サービス	四五								
権利擁護と成年後見制度	九〇								
更生保護制度	四五								
相談援助演習	四〇五	四五							
相談援助実習指導	二四三	二七							
相談援助実習			一八〇						
（新設）									
合　計	一、三六八	七二	一八〇	二、九八八	七二	一八〇			

備考　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。

（社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正）

第二条　社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一号の社会福祉に関する科目）	（法第七条第一号の社会福祉に関する科目）
第一条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第二十一号までに掲げる科目とする。	**第一条**　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十六号までに掲げる科目とする。
一　医学概論 （削る） （削る） （削る） 二　心理学と心理的支援 三　社会学と社会システム 四　社会福祉の原理と政策 五　社会保障 六　権利擁護を支える法制度 七　地域福祉と包括的支援体制 八　高齢者福祉 九　障害者福祉 十　児童・家庭福祉	一　次に掲げる科目のうち一科目 イ　人体の構造と機能及び疾病 ロ　心理学理論と心理的支援 ハ　社会理論と社会システム 二　現代社会と福祉 三　社会調査の基礎 四　相談援助の基盤と専門職 五　相談援助の理論と方法 六　地域福祉の理論と方法 七　福祉行財政と福祉計画 八　福祉サービスの組織と経営 九　社会保障 十　高齢者に対する支援と介護保険制度